

社会福祉法人愛幸会 定款細則

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この社会福祉法人愛幸会定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人愛幸会定款（以下「定款」という。）第41条の規定により、法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目 的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営に係る特別養護老人ホーム吉津園等の業務運営に関し、評議員会及び理事会の決議事項並びに理事長及び施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

なお、この細則で施設長とは、特別養護老人ホーム吉津園等の事業運営及び組織管理等に関し、指揮監督権を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持進行に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(職務権限)

第4条 定款第10条の規定による評議員会の決議事項及び定款第24条の規定による理事会の決議事項並びに第6条第1項の評議員選任・解任委員会の決議事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第24条ただし書きに基づく理事長及び施設長の職務権限(専決事項)については、別表2のとおりとする。

3 規程、規則等の制定改廃に係る決議・専決分掌については、別表3のとおりとする。

第2章 評議員会及び理事会

(評議員会及び理事会の招集)

第5条 評議員会は、定時評議員会を毎年6月に1回開催することを原則とする。

2 理事会は、①予算、②決算、③補正予算、④事業経過報告を議題として、年間3回以上開催することを原則とする。

3 理事長は、評議員会又は理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を評議員又は理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(開会及び閉会)

第6条 評議員会及び理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第7条 評議員会及び理事会の表決の方法は挙手による。

2 議長は、評議員又は理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第8条 評議員会及び理事会における単純多数決(過半数で決議)要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。

2 評議員会及び理事会における特別多数決(3分の2以上で決議)要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(議事録等)

第9条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数(定数)、評議員総数(定数)
- (5) 定足数に関する規定(定款の引用)
- (6) 議事録署名人
- (7) 議案
- (8) 議案に関する発言内容
- (9) 議案に関する表決結果
- (10) 議事録署名人の記名押印、その年月日

2 作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

第3章 監 事

(理事会への出席)

第10条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第11条 監事監査に当たっては、理事会・評議員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認するとともに事業報告書案を精査し、併せて経理諸帳簿と証拠書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

- 2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会に報告しなければならない。

第4章 欠員補充

(評議員・役員・評議員選任・解任委員の欠員補充)

- 第12条 評議員・役員・評議員選任・解任委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

第5章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

- 第13条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が決議されなかったときは、これが決議されるまでの間、理事長は、前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会にその状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

- 第14条 法人の評議員・役員・評議員選任・解任委員又は評議員・役員・評議員選任・解任委員であった者は、業務上知りえた個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。
- 2 法人の評議員・役員・評議員選任・解任委員又は法人の評議員・役員・評議員選任・解任委員であった者は、プライバシー情報の保護に関しても厳格に法令を遵守するよう努めなければならない。

(改正)

- 第15条 本則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成13年10月19日から施行する。
- 3 この規則は、平成21年5月27日から施行する。
- 4 この規則は、平成24年10月30日から施行する。
- 5 この細則は、平成26年10月24日から施行する。
- 6 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この細則は、令和3年7月7日から施行する。